

放課後児童クラブ利用料の減免制度について

稲沢市内の放課後児童クラブでは、利用料の減免制度を実施しています。下記をよくお読みのうえ、該当すると考えられる方は、児童クラブに申請をしてください。

1. 利用料減免制度の対象世帯と減免内容

対象世帯（※）	減免内容
①生活保護受給世帯	全額免除
②市町村民税非課税世帯	

※ 同居の家族全員が該当することが必要です。（住民票上の世帯ではありません）

2. 利用料の減免を受けるための要件（アとイの要件に該当すること）

ア. 稲沢市内の放課後児童クラブに在籍し、減免制度を利用したい月の前月20日（日曜日や祝日の場合はその前日）までに、児童クラブに「放課後児童クラブ利用料減免申請書」と添付書類を不備なく提出すること。

イ. 上記1の利用料減免制度の対象世帯に該当すること。

※ ①は受給期間で判定します。

※ ②は、4～8月の利用料は前年度分の課税状況で判定し、9～3月の利用料は当該年度分の課税状況で判定します。（下表を参照してください）

	令和6年度 9～3月の減免	令和7年度 4～8月の減免	令和7年度 9～3月の減免
判定対象	令和6年度の 課税状況	令和6年度の 課税状況	令和7年度の 課税状況

- ・ 4～8月と9～3月で判定対象の課税年度が異なるため、4～8月が減免の対象でなくても、9～3月は減免の対象となる場合があります。
- ・ 減免申請の結果、令和7年度4～8月が非該当だった場合、令和7年度9～3月の判定をするには、再度申請が必要になります。

3. 減免対象月

「放課後児童クラブ利用料減免申請書」を児童クラブへ提出した翌月（※入所した月からではありません）から、上記2の要件を満たしていると判断できる月まで

4. 提出書類

○全員が提出するもの

- ・放課後児童クラブ利用料減免申請書

○該当者のみ提出するもの（申請理由によって異なります）

①生活保護受給世帯

- ・生活保護受給証明書

②市町村民税非課税世帯

- ・児童と同居する人全員の非課税証明書（※）

※ 令和6年1月2日以降に稲沢市に転入した方のみ提出が必要です。下表のうち、(A)に該当する場合は令和6年度の非課税証明書等が、(B)に該当する場合は令和7年度の非課税証明書等が必要となります。

住民登録日 \ 減免制度利用希望月	4～8月	9～3月
令和6年1月1日以前	不要	不要
令和6年1月2日～令和7年1月1日	(A)	不要
令和7年1月2日以降	(A)	(B)

令和6年度の非課税証明書等は、令和6年1月1日に住民登録があった市区町村で発行ができます。令和7年度の非課税証明書等は、令和7年1月1日に住民登録がある市区町村で、令和7年6月以降に発行ができます。必要に応じてご準備ください。

5. その他

- ・年度ごとに申請が必要です。
- ・減免制度の対象であっても、申請がない場合、減免制度は適用できません。
- ・所得未申告の方は、減免制度の対象となりません。
- ・世帯構成員や同居人の異動があった場合は、すみやかに届出をしてください。

【お問い合わせ先】

稲沢市 子ども健康部子育て支援課 子育て支援グループ
TEL 0587-32-1299（ダイヤルイン）